

荘園絵図の制作目的とその利用

—教材としての『紀伊国栲田荘絵図』をめぐって—

高木 徳郎

キーワード：荘園絵図、紀伊国栲田荘絵図、開発、災害

【要 旨】 中学・高等学校の社会科（歴史的分野）・地歴科（日本史）の教科書のほとんどに掲載されている「紀伊国栲田荘絵図」は、これまで難解とされる荘園についての理解を助ける教材として、様々な形で活用されてきた。本稿では、近年の同絵図をめぐる研究史の展開を整理し、その性格付け（制作目的）をめぐる新たな問題提起を行った。従来、この絵図については、荘園の立券（成立）に際して、その領域内の状況を具体的に明示するために制作された立券絵図という性格付けが与えられ、教科書でもそうした理解に基づく説明がなされてきた。しかし、この絵図には、立券絵図としての要件を欠くと考えられる要素があり、実際、この絵図をめぐる近年の研究史でも、この絵図を隣接する荘園との紛争（相論）に際して作成された相論絵図としての性格付けがなされるようになってきている。本稿では、そうした研究史の展開に対し、当時の耕地状況の詳細な検討をふまえ、新たに同絵図が開発絵図としての性格が見出せることを指摘し、教科書における位置づけの修正を提案した。

はじめに

中学校・高等学校の社会科（歴史的分野）・地理歴史科教育において、荘園およびそれを基盤とした荘園制（荘園公領制⁽¹⁾）は、日本の中世社会を最も根底で支えた社会システムと位置づけられ、教科書などでは中世の単元の冒頭に叙述されることが多い。⁽²⁾ この荘園に関しては、従来より、現場の教員を中心に「難しい」「教えるににくい」などの声が多く挙げられてきたが、その理解を助けるツールのひとつとして、教科書に必ず掲載されてきたのが荘園絵図と呼ばれる絵画資料である。

荘園絵図とは、荘園の景観を大和絵などの技法による絵画的表現を用いて描いた絵図のことで、罫線や文字を中心とした差図的なものから、豊富な絵画表現が含まれるものまで、約200点弱が現存している（古写本を含む）。そのうち、主として12～14世紀における中世荘園の成立～展開期を中心に制作された、もっとも荘園絵図らしい荘園絵図は約40点を数え、そのうち代表的なものが、中学・高等学校の教科書や、副教材の資料集などに図版として掲載されている。

これら教科書や資料集に掲載された荘園絵図は、荘園とは何か、それはどういう実態をもつものなのか、という点を説明するための資料として掲載されている。つまりそこには、これらの荘園絵図によって、「難しい」とされる荘園についての理解を少しでも助けようという狙いがあるものと思われる。しかし、ある意味当然のことではあるが、それは荘園絵図の制作当時、それがどのような目的で制作され、利用されてきたのかということとは、まったく別次元の問題である。個々の荘園絵図の作成目的については、それぞれ個別に検討が積み重ねられてきたが、そうした

研究の成果は、現状では必ずしも教科書や資料集での記述に十分には反映されていない。

本稿では、現行の中学校・高等学校の社会科（歴史的分野）・地理歴史科（日本史）教科書のほぼすべてに掲載され、その意味でもっともよく知られた荘園絵図のひとつである紀伊国栲田荘絵図を主な事例に、その制作目的に関するこれまでの学説を整理するとともに、その是非について検討し、教科書記述との関係についても合わせて検討したい。

一 荘園絵図の制作目的

荘園絵図のもっとも本質的な特徴は、それが荘園の現地の状況を第三者に具体的に知らせることを目的に制作されたものでありながら、客観的・中立的な立場で制作される地図などとは違って、デフォルメを含むきわめて主観的・作画的な意図をもって制作されるものであるという点である。それだけに荘園絵図は、現地の状況や実態を正確に知るというよりは、むしろ制作者の主張・意図や空間認識・世界観などを読み取る資料として有効な素材と言える。荘園絵図を理解する上で、その点をまず最初に確認しておきたい。

その上で、現在、約40点が残る典型的な中世の荘園絵図を、主に制作目的の上から類型化すると、立券絵図・相論絵図・開発絵図の三類型に分類することが可能と考えられる。⁽³⁾ このうち、立券絵図は、ある領域を荘園として認可を受ける際、その手続きの一環として現地の状況や領域の範囲を明確にするために制作されたものをいい、その際、太政官から立券使という使者が下向し、現地を実検して荘園の範囲（四至勝示）が確定される。そのため、荘園の領域内にある山野や河川、道や集落などが表現され、それらの地名などの情報が記される。こうしたことから、立券絵図は四至勝示図などと呼ばれることもある。

次に、相論絵図は、近隣荘園との相論などの紛争に関わって、その法廷資料として制作されたもので、境相論などの紛争が生じた際、自らの主張を正当化するための説明資料ないしは証拠資料として制作された訴陳絵図、幕府や朝廷から派遣された使者が現地で検分した結果を絵図化した官使実検絵図、裁許や和与の結果を公式に確定した際に作成された裁許（和与）絵図（下地中分図などを含む）などがこれに含まれる。相論の推移に伴って作成されるため、前述したように制作者の意図や主張がもっとも強く反映されやすいのがこのタイプの絵図で、裁許結果を絵図化した裁許絵図でさえも、そうした傾向が全くないとは言い切れない。制作意図によっては、現実の荘園現地の様相とは別に、実景がデフォルメされたり、省略・縮小されている場合もあり、読解にあたっては、制作意図をふまえて、描かれた内容を慎重に吟味する必要がある。

さらに、開発絵図は、立券・立荘後の荘園の開発に先立って、開発予定の荒野やその周囲の状況を具体的に示すために作成されたもので、荘園や郷・村の全体をまんべんなく描いていることから、荘園支配関係絵図・郷村図などとも呼ばれる。但し、この場合においても、開発範囲を現実とは異なって過度に小さく（あるいは大きく）描くことで、制作者の利益を守ろうとする意図が働くことはあり、読解には慎重な吟味が必要である。また、概して、作成目的を明示した裏書や関連史料に乏しいものが多く、必ずしも制作目的が明確ではなく、絵図の読解作業を進める中で、制作意図がうかがえてくる事例が多いのも、この分類に属する絵図の特徴である。

但し、これらの分類は、ある意味で便宜的・暫定的なもので、実際には複数の性格（制作目的）

を兼ね備えるものや（例えば立券時に境相論がある荘園では、立券絵図でありながら、一部の画面に相論絵図的な要素が含まれている例など）、制作の年次から時を経て、当初の制作目的とは異なる目的で同じ絵図が再利用される場合もあり、その際に必要な加筆や修正（部分的な改変）が行われることなども想定される。また、研究の進展によりある程度絵図の読解が深まっても、いまだにはっきりとした制作動機や制作目的が不明という絵図も決して皆無ではない。ただ、いずれにしても、荘園絵図は、中世の人々が現実生活中を繰り広げ、生産活動を展開した中世の村の様相をビジュアルかつ具体的に描いたものである上に、描かれた樹木、田畠、山河、集落、道などの個別の要素に、細かい描き分けや意味づけがあり、それらに制作者の意図が込められている場合もあって、文書史料などでは表現しにくい荘園の具体相が描かれているという点できわめて貴重な資料である。

また、これらの荘園絵図が制作された荘園は、耕地のみの集合であった初期荘園⁽⁴⁾や免田・寄人型荘園⁽⁵⁾に対し、いずれも耕地・集落・山野・道・河川などの諸要素が有機的に一体化した、典型的な中世荘園としての領域型荘園の特徴を有するものが多い。つまり、荘園絵図の制作が盛んに行われた12～14世紀とは、荘園制の展開過程の中で、領域型荘園の成立・展開期に重なることとなる。その意味で、荘園絵図の制作とは、領域型荘園の成立・展開と不可分に結びついた行為であったとすることができる。

二 紀伊国栲田荘絵図とはどのような絵図か

前述したように、現行の中学校・高等学校の社会科（歴史的分野）・地理歴史科（日本史）教科書では、そのほぼすべてにおいて紀伊国栲田荘絵図（神護寺蔵、重要文化財）を掲載しており、同絵図はもっともよく知られた荘園絵図のひとつとなっている。

紀伊国栲田荘とは、現在の和歌山県伊都郡かつらぎ町の北部に位置した荘園で、成立経緯の詳細は明らかではないが、⁽⁶⁾久安3年（1147）以前に崇徳上皇領であったことが史料にみえることから、⁽⁷⁾もともとは王家領のうちのひとつであったようである。その後、保元元年（1156）に保元の乱が起こると、崇徳上皇はこれに敗れたため、栲田荘はこれに勝利した弟の後白河天皇のもとに引き継がれ、その発願で創建された蓮華王院領に施入されたものと考えられる。⁽⁸⁾蓮華王院は後白河上皇が、長寛2年（1164）、自らの御所・法住寺殿内に、平清盛に命じて作らせた寺院で、三十三間堂の名で知られる御願寺である。そのため、栲田荘が蓮華王院領となったのもその年以降ということになるが、はっきりとした年次は明らかではない。その後、寿永2年（1183）、真言宗を開いた空海にゆかりの神護寺の復興を願う真言僧・文覚の強い働きかけを受けて、後白河上皇は他の数ヶ所の荘園とともに栲田荘を神護寺に寄進し、翌元暦元年（1184）、立券手続きが行われて正式に神護寺領となった。⁽⁹⁾神護寺に伝わる紀伊国栲田荘絵図は、この時に荘園の四至＝領域を明確にするために制作されたと考えるのが、栲田荘絵図の制作年代・制作目的をめぐるとの説で、古典的な学説として多くの支持を得ている。⁽¹⁰⁾

では、その紀伊国栲田荘絵図とは、どのような絵図なのだろうか。図1・2がその写真とトレース図である。ちなみに、本絵図には裏書や付紙などはなく、ついでに言えば、絵図の制作年代や制作目的を裏付ける何らの史料も一切ない。すなわち、通説による制作年代・制作目的の説

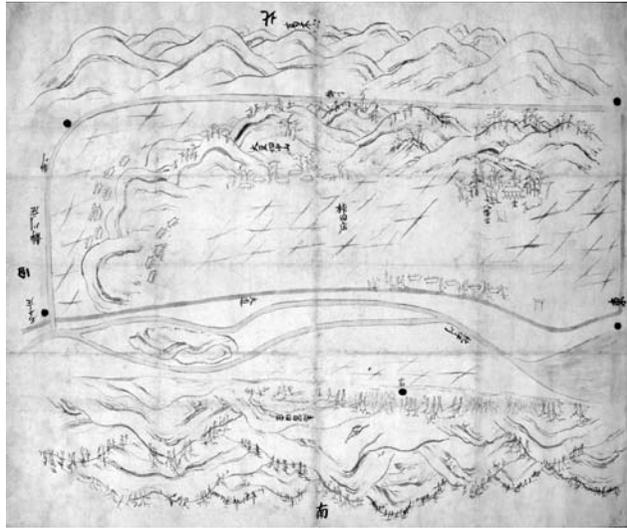


図1 紀伊国杵田荘絵図（神護寺本）

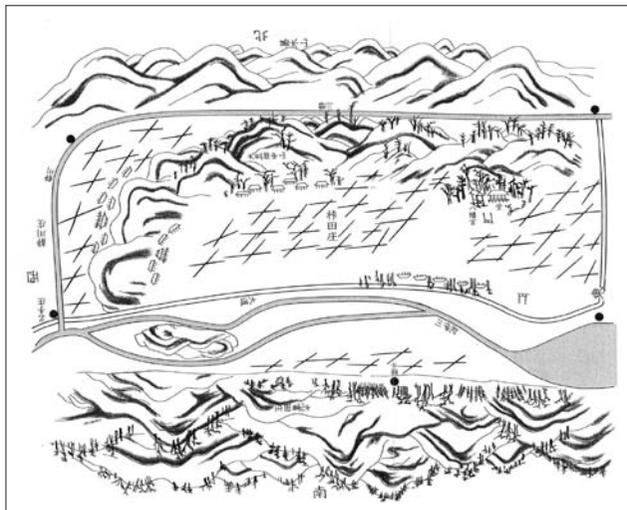


図2 紀伊国杵田荘絵図（神護寺本、トレース図、『日本荘園絵図大成』（河出書房新社）より転載。）

明は、本絵図が神護寺に伝わってきたことをほぼ唯一の手がかりとしてなされた推測に過ぎないことをまず初めに確認しておきたい。

絵図には、その中央に「杵田庄」の文字と、その田畠を表現していると思われる交差する直線の記号を記し、その周囲を山が取り囲んでいる様相が描かれている。この山には、尾根部分などに樹木を描いた山と、そのような樹木を描いていない山が描き分けられており、この2種類に描き分けられた山のちょうど間を縫って、「静川」と注記された川が流れている。川は右が上流で、下方に広がる広大な耕地を潤す水源の川となっていることは容易に想像できよう。そしてそ

の川は、L字型に曲がった後、絵図の左端で大きな太い川と合流している。この太い川には、「紀伊川」との注記が施されており、現在の和歌山県北部を東西に流れて紀伊水道に注ぐ紀の川が描かれていることが分かる（右が上流）。ちなみに、この「紀伊川」の下方にも、尾根筋に樹木が描かれた山が描かれている。この尾根筋に樹木が描かれた山並みは、「紀伊川」の上方の山並みも含めて、栲田荘の住民によって日常的に利用されてきたいわゆる「里山」であろう。そのために、利用対象である樹木（おそらくは雑木林）も絵図の中の表現として描き込まれたものと思われる。一方、「静川」のさらに上方の山並みは、栲田荘の住民にとって、日常的にはほとんど立ち入ることのない「奥山」であった。なおかつ、「静川」を越えた対岸は、絵図にも注記がある通り、隣接する静川荘の領域に属する山であり、栲田荘の住民にとっては利用が及ばない範囲であった。そのために樹木などの表現もない、素っ気ない描かれ方をしているのだと考えられる。したがってこの山は、樹木が描かれていないからと言って、決して当時禿げ山だったわけではなく、樹木のあるなしは、あくまでもこの絵図を制作した栲田荘の住民側の、山に対する主観的な心性の違い、ないしは心理的な距離感を反映したものと考えるのが妥当である。

この「里山」的な山並みの麓に、集落が四ヶ所に分散する形で描かれ、そのうちのひとつの集落は、「紀伊川」に沿って走る「大道」沿いの集落として描かれている。集落は、この段階で既に一定の集村化を遂げているかのような様相で描かれ、絵図の中央から右手にかけて、また「静川」がL字に曲がるあたりから下流にかけて広がる耕地と集落の分離が著しい。その中央の耕地のやや右手、里山の山麓あたりに、「八幡宮」「堂」と注記された建物が描かれている。周囲には鎮守の森を思わせる樹林も描かれており、否が応でもこの部分には注目が集まる。高等学校の日本史の教科書でも、この部分の表現に触れ、神仏習合のひとつの姿である旨の説明がなされているものも少なくない。

このように、この絵図に表された紀伊国栲田荘という荘園には、耕地だけでなく、山野や河川、集落や道、宗教施設などの様々な要素が、それぞれ有機的なつながりをもって一体的に存在している様子が、絵図の表現によってきわめてよく分かる。これこそが領域型荘園の大きな特徴であり、まさにこの点をもっとも分かりやすく表現した絵図として、紀伊国栲田荘絵図は多くの教科書に長年掲載されてきたのである。そしてさらにもう一点、この絵図を特徴づけている大きな要素が、五ヶ所に記された黒丸の記号である。この記号は、五ヶ所のうち一ヶ所に「勝示」との注記があり、この記号が荘園の境界を画する「勝示」と呼ばれる標識（ほうじ）を意味する記号であることが分かる。勝示とは、通常、荘園の四隅に設けられた境界標識で、東西南北の境界標識である四至とセットとなって、四至勝示などとも呼ばれる。立券絵図のことを四至勝示図などとも呼ぶのは、荘園の立券に際して制作される立券絵図の多くには、この四至勝示が絵図中に明示されていることが多いことによる。紀伊国栲田荘絵図の制作目的が、前述の通説のように理解されるのは、まさに五ヶ所に記された勝示の記号があるからと言っても過言ではない。

しかし、栲田荘絵図のような勝示の表記が、荘園の現地において、その境界を示す標識として実際に機能し得たかと問われれば、それは大いに疑問と言わざるを得ないのではないだろうか。何故なら、絵図の中には、単に黒く塗りつぶされた丸い記号が記されているだけで、周囲に何か目印になるようなものが描かれているわけでもなく、地名情報などの記載もなく、位置がきわめ

て曖昧であるからである。例えば、この絵図を手がかりに現地でこの榜示の位置を探し当てようと思ったら、それは相当に至難の業であることは想像に難くない。また、他の立券絵図などと比べても、例えば、同じ神護寺領の紀伊国神野真国荘絵図などでは、榜示の描かれた位置には、それが現地のどこにあるのかといった地名情報が詳細に書き込まれ、さらにそれを現地で確認した際の荘官らの署判もある(図3)。逆に言えば、このような表記でなければ、榜示の表記としては実際に機能しないのではなかろうか。



図3-1 紀伊国神野真国荘絵図の榜示の一例



図3-2 榜示の位置に裏書きされた荘官の署判

三 紀伊国栢田荘絵図の性格をめぐって

一方、この5ヶ所の榜示のうち、左端のふたつの榜示、右上隅のひとつの榜示、計3ヶ所の榜示は、いずれも「静川」を挟んで栢田荘の対岸側に立地する静川荘側に食い込んで記されており、「静川」の川の流れは栢田荘の領域内を流れているかのように表現され、川の水は栢田荘側が独占的に使用する権利があるかのような表現となっている。通常、このように川を挟んでふたつの荘園が接しているような場合、両荘園の境界は川の中央にあり、両荘園で川の水を灌漑用水などとして利用できるようにするのが一般的である。実際、神護寺領の栢田荘と、高野山領の静川荘とでは、荘園領主を異にしており、もしこのような位置に立券当初から現実の榜示が定められていたら、静川荘はこの川の水を灌漑用水としては使用できなくなってしまい、両荘園の間に激しいトラブルを誘発せずにはおられないだろう。

この点を考察するためには、ここで「もう1枚の紀伊国栢田荘絵図」の存在に触れておかなければならない。実は、栢田荘に関しては、神護寺に伝わる紀伊国栢田荘絵図(以下、神護寺本)とは別に、地元の宝来山神社(絵図中の「八幡宮」)に、神護寺本とよく似た構図・内容の、もう1枚の紀伊国栢田荘絵図(以下、宝来山神社本。重要文化財)が伝来している。図4がその写真である。両絵図の異なる点としては、「八幡宮」の表現(彩色の有無)や耕地の表現(神護寺本では交差する直線で耕地を表現するが、宝来山神社本では直線は交差していない)、樹木の表現(神護寺本では筆先をあまり押しつけずに枝や葉を繊細に表現するのに対し、宝来山神社本では筆先を押しつけて葉をベタ塗りした表現となっている)などが指摘できるが、絵師の技量としては、総じて神護寺本の方の作行が優れている。美術史的な観点からは、神護寺本が12世紀頃の

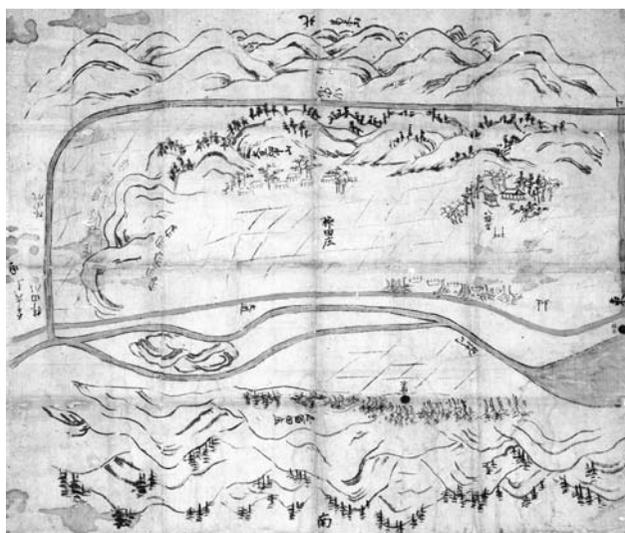


図4 紀伊国栲田荘絵図（宝来山神社本）

制作とすれば、宝来山神社本は15世紀頃の作品とされ、⁽¹¹⁾ 筆者も両絵図をそれぞれ実見した印象として、同様の感触を得た。しかし、両絵図で最も大きく異なる点は勝示の数で、神護寺本で「静川」を越えて静川荘側に食い込んで記されていた3つの勝示の記号が宝来山神社本にはなく、その周辺に記されていたいくつかの文字注記も、神護寺本と宝来山神社本で若干異なることが確認できる。この点に関しては、1985年、両絵図で異なる勝示と文字注記の部分は、宝来山神社本の方に後世の切り貼りによる改変痕があることが「発見」され、もともとは両絵図は、勝示の数も含めて同内容の絵図であったが、何らかの理由により、3ヶ所の勝示が切り取られ、別紙が貼られ、そこに文字注記がなされたものであることが分かった。⁽¹²⁾ 文字注記は、両荘園の境界は「静川」もしくはそのすぐ西岸ではなく、さらに西側（左側）の耕地部分に栲田荘の領域が食い込んでいることを示そうとしているように読み取れる。つまり、「静川」の右岸と左岸とでは、栲田荘の成立時点から、「静川」の水の利用をめぐる根深い対立・紛争があり、栲田荘の成立がその状況をさらに激化させたことが予想されるのである。

栲田荘と静川荘をめぐるのは、栲田荘の立券から約40年を経た鎌倉時代前期の貞応2年（1223）前後、静川の水の利用をめぐる激しい相論が発生していることが、神護寺に残る史料から知られる。このことから、神護寺本の紀伊国栲田荘絵図は、この時期に作成されたのではないかと、という学説を提起したのが服部英雄・黒田日出男氏である。⁽¹³⁾ もし実際にこの相論を契機に絵図が作成されたということになれば、絵図の作成年代は通説より40年ほど引き下げなければならないことになる。この相論は、その後、室町時代を経て、江戸時代に至っても解決されず、近代に至るまで尾を引いたという。服部英雄氏は、神護寺本・宝来山神社本のいずれもがこの貞応年間の相論に際して、静川荘の權益を否定し、栲田荘側の強い水利権を主張するために制作され、このうち宝来山神社本が近世の相論に際して改変されたとしている。近世の相論に際しては、いわゆる「慶安絵図」と呼ばれる別の絵図も新たに制作されている。

この学説の画期的な点は、2枚の紀伊国杵田荘絵図が、いずれも荘園としての立券とは無関係で、鎌倉時代の静川荘との用水相論に際して制作された相論絵図であるとして、古典的学説となっていた立券絵図説に根本的な見直しを迫った点である。黒田氏は、杵田荘絵図には、立券絵図・四至勝示図としての基本的な要件が備わっていないとし、古典的学説以来の杵田荘絵図研究は、黒丸の勝示表現に惑わされて、これを四至勝示図と思い込んでしまった点に、絵図の性格を見誤る要因があったとして厳しく批判し、次に述べる長寛2年（1164）にあった南隣の志富田荘との「嶋島」領有をめぐる相論も視野に入れ、これら隣接荘園との相論を解決し、杵田荘の領域を確保する目的で杵田荘絵図が制作されたとしている。

また、木村茂光氏は、5ヶ所の勝示のうち、南（下）の勝示にのみ「勝示」という文字注記がなされていることに注目し、絵図では「紀伊川」を南に乗り越えた南岸のエリアにまで杵田荘の領域が広がっていることが強調されていることから、絵図制作の契機として、この「紀伊川」南岸に立地する大伝法院領の志富田荘との相論を想定している。⁽¹⁴⁾「静川」沿いの勝示と同様、この南の勝示も、志富田荘との間に領域の境界をめぐる対立を惹起しかねない表現で、事実、杵田荘と志富田荘の間には、長寛2年（1164）、洪水によって紀の川（紀伊川）の河道が動いたことによる耕地の帰属を巡る相論が発生しており、河道は北に移ったが、もともとあった勝示の位置は変わっていないことを主張するために、この絵図が制作されたものとする木村氏の学説には、一定の合理性があると言えよう。

このように、近年の杵田荘絵図の作成目的をめぐる学説は、これを立券絵図とみる立場から相論絵図とみる立場へと、その視点を推移させてきていることが分かる。但し、私見では、2枚の杵田荘絵図を、西隣の静川荘との相論を契機として制作されたとする服部・黒田氏の学説、南隣の志富田荘との相論を契機として制作されたとする木村氏の学説のいずれにも、やや難点があると思われる。それは、相論の主要な論点に関わる「静川」の流域や「紀伊川」を挟んだ対岸の耕地が、いずれも絵図の構図上の中心にない、という点である。通常、これらの相論が契機となり、それを解決することを目的に自らの主張を絵図に込めるのであれば、まずは相論の論点となっている論所を絵図の中心に据えて描くのが自然ではないだろうか。

翻って考えてみると、杵田荘絵図を相論絵図とみる見方は、どうも宝来山神社本の「改変」の事実を引きずられているような印象を受ける。では、この改変は、いつ、いかなる目的で行われたのだろうか。改変によって追記された文字注記は、「杵田領 名手庄ニさかふ」「杵田領」「静川」「上」という四種である。この文字注記によって、杵田荘の領域は「静川」の河流だけでなく、その西岸沿いの土地（＝実際は耕地として静川荘・名手荘民によって耕作されていた）までもが、杵田荘の領域であることが主張されている。このような大胆な主張は、さすがに中世段階ではなされておらず、江戸時代になってからの相論で主張されたもので、慶安3年（1650）以降、静川荘側と杵田荘側でその領域をめぐる紛争が激発し、3枚目の「杵田荘絵図」が作成された（図5）。この絵図は、江戸時代初めのこの地域の景観が克明に描かれた貴重なもので、四角い画面に、三角形に広がる領域を無理矢理詰め込んだために、かなりゆがんだ構図をとる中世の杵田荘絵図に対し、比較的正確に地理を捉えており、きわめて理解しやすい構図となっている。

この絵図に描かれ、中世の杵田荘絵図に描かれていないものは何か、というと、それが「静川」

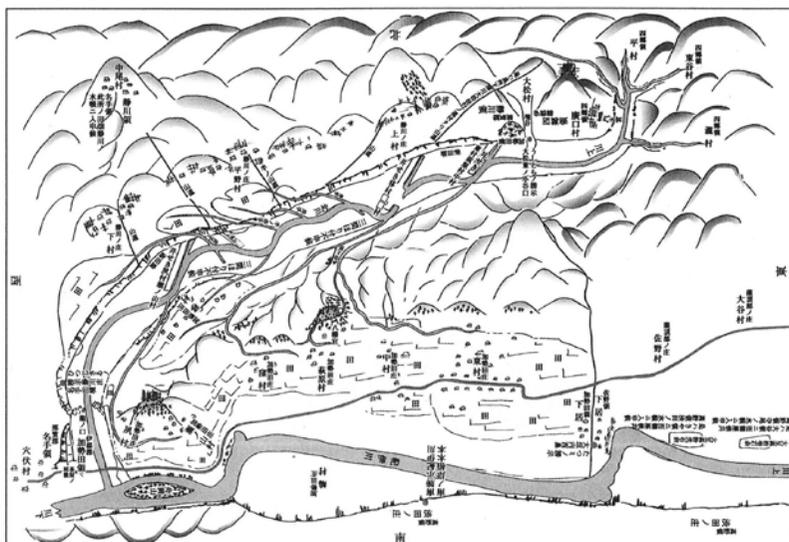


図5 紀伊国栲田荘絵図（トレース図、『莊園の景観と絵図』和歌山市立博物館より転載）

の東岸で、下方の栲田荘側の耕地に向けて鬚のように延びた3本の用水路＝文覚井である。文覚井は、栲田荘を神護寺へ寄進するよう後白河上皇に働きかけ、神護寺復興のキーパーソンとなった文覚によって築造されたという伝承をもつ用水路で、栲田荘の主要な耕地はすべてこの文覚井によって灌漑されているが、実際に文覚井によって築造されたか否かについては確かな史料がない。この文覚井は、「静川」の最も上流で取水する一の井以下、合計3本の用水路（二の井・三の井）の総称で、「静川」流域では最も強い水利権を持っている。「静川」からは、静川荘側へも何本もの用水路が取水されているが、文覚井の一の井が最上流にあるため、ここで多くの水が取水されてしまう。ということは、文覚井の存在は栲田荘にとって、静川荘との相論を進める上できわめて有利な材料となるはずだが、なぜか中世の栲田荘絵図には、文覚井が描かれていない。それは何故か。

この問いに対するひとつの答えは、絵図が作成された段階では、まだ文覚井は築造されていなかった、ということになる。しかし、絵図中に広々と描かれている栲田荘の耕地は、近世に紀の川北岸一帯を灌漑する小田井が完成するまでは、ほとんどすべてこの文覚井によって灌漑されており、文覚井なしで、この広々とした耕地が耕作できるとはとうてい思えない。では、このことと絵図に文覚井が描かれていないことは、どのように整合的に説明できるだろうか。そこで、最後に、絵図制作時期の栲田荘の耕地と集落の状況を検討してみたいと思う。

四 栲田荘絵図に描かれた集落と耕地

紀伊国栲田荘絵図には、前述した通り、4ヶ所の集落が描かれている。それぞれの集落は、左（西）から、現在の移、背ノ山、窪・萩原、笠田の各大字に比定されている。また、耕地もおおむね4ヶ所、すなわち移集落の前面、背ノ山集落と窪・萩原集落の間、笠田集落の北側、および

「紀伊川」の南岸に描かれている。

一方、神護寺本の栲田荘絵図が作成されたのは、どの学説によるにせよ、最も新しくても貞応2年(1223)前後という時期であり、これに最も近く、栲田荘の耕地状況が分かる史料として、文治元年(1185)の栲田荘検田取帳という史料があるので、これと絵図との対比をすることによって、絵図の制作年代、およびその制作目的に迫ることができないだろうか。文治元年の栲田荘検田取帳は、この年に栲田荘で行われた、全荘域を対象とした耕地調査の結果を記したもので、栲田荘の水田の当時における現況を一筆ずつ調査し、詳細を記録した史料である。但し、史料そのものは前欠となっており、栲田荘全域の約三分の二程度の状況が分かる程度であるが、それでも全体的な傾向を知るには決して不十分な史料ではない。この検田帳の中では、栲田荘の水田を四つの地区、すなわち「川北」「川南」「静川」「栲田」⁽¹⁵⁾に分類しており、それぞれ、前述した絵図の中の耕地に対応している。⁽¹⁶⁾ また、検田帳には、1筆ごとの水田の生産性の良し悪しが、「上」「中」「下」の3ランクによって格付けされており、4つの地域の全体傾向が窺える。図6はそれを整理したものであるが、各地区における「上」「中」「下」ランクの水田をそれぞれ集計すると、「静川」地区で「上」田が突出して多いこと、その逆に、絵図で広々と水田の広がる様子が描かれている「川北」「栲田」地区では「下」田が多いことが見て取れる。この事実は一体何を意味しているのだろうか。

先行研究の多くは、「静川」地区では、用水が安定的に供給されていることにより、恒常的な水田経営が、安定的に維持されているととらえ、現在、「静川」に取水する3本の文覚井のうち、検田帳の「静川」地区を灌漑する二の井は、この文治元年(1185)時点では既に築造されていた可能性が高いとみる。そうでなければ、検田帳における「静川」地区の「上」田比率の高さは説明できないというわけである。その一方で、「川北」「栲田」地区では、そうした安定的な用水供給がなされないために、水田経営は常に不安定な状況におかれており、それが検田帳「川北」「栲田」地区における「下」田比率の高さに表れている。ただ、この地区においても、水田そのものがないわけではなく、水田はいったん開発されたものの、集落北側の山あいの中に築造されたいくつかの溜池などによって小規模な灌漑が行われていたために、用水が十分にある時は収穫が見

エリア名	総田数	上 田	エリア総田数に占める上田の割合	中 田	エリア総田数に占める中田の割合	下 田	エリア総田数に占める下田の割合
川 北	1町9反11	4反8歩	21.40%	2反	9.56%	1町3反3	68.18%
		3.72%		2.24%		3.06%	
川 南	2町4反97	0	0%	2町4反97	100%	0	0%
		0%		28%		0%	
静 川	20町8反30	8町8反18歩	42.30%	2町1反85	10.49%	9町8反27	47.18%
		80.32%		24.44%		23.04%	
栲 田	37町3反28	1町7反53歩	4.70%	4町58	10.87%	31町5反17	84.43%
		15.96%		45.39%		73.90%	
合 計		10町9反78		8町9反4		42町6反48	

図6 栲田荘各地区の地味比率 (黒田日出男『中世荘園絵図の解釈学』註(13)をもとに作成)

込めるが、ない時には収穫が見込めないという状況にあった、とみられているのである。すなわち、現在、「静川」に取水する3本の文覚井のうち、最も上流で取水し、検田帳で「下」田の比率が高い「川北」「栲田」地区を主に灌漑する文覚井の一の井は、文治元年時点では築造されていないとみるのが、多くの先行研究に共通する見解である。実際、現在も、一の井に沿って現地を歩いてみると、その築造にあたって想定される高度な土木技術の必要性に驚かされる。水路はかなり急な山の斜面の中腹を、等高線に沿うように走り、いったん自然の河川に落としてから再び人工の水路に取水するような構造も、果たしてそのような築造技術が中世にあったのか、文献史料からこれを論証するのは難しい。⁽¹⁷⁾

しかし、より素朴な問題として、二の井が先に築造された後に、後から同じ川の上流に一の井を築造するとなると、もともと二の井を利用している人々から、水量の減少を訴えて必ず大きな反対が起こるものと思われる。常識的には、同じ地域、同じ流域で生活する人々にとって、そのような水利秩序を乱すような行為はあらかじめ回避するのが一般的である。したがって、常識的には、文治元年段階で二の井が存在しているならば、それと同時期かそれより前に、一の井も存在していたと考えなければならぬだろう。

では、検田帳における「静川」地区と「川北」「栲田」地区の格差は、どのように説明すれば合理的な説明となるだろうか。それを考えるひとつの手がかりが、文治検田帳に記された「損」の記載である。文治検田帳には合計354筆の水田が記載されているが、そのうちの8割近い275筆の水田に、全損を示す「損也」という表記や、「損〇歩」という一部損の表記がある。これは、栲田荘がその全域を襲う大規模な災害、おそらくは検田帳作成の日付から考えて、台風シーズンの水害に見舞われていたことを示しているのではないかと思われる。そしてそもそもこの検田帳それ自体が、そうした災害による被害の状況を正確に把握する目的で作成されたものなのではないかと考えられる。文覚井一の井は、地形的な危険を冒し、かなりを無理をして築造された用水路であった。そのために、絵図作成以前のある段階で破壊されており、「川北」「栲田」地区に十分な用水の供給ができていなかったと考えれば、「川北」「栲田」地区の高い「下」田比率、および「損」の多さは十分合理的に理解できるものと思われる。

では、そのように考えられるとして、改めて紀伊国栲田荘絵図の構図を考えてみたい。この絵図の中央には、「栲田庄」という文字注記とともに、広々と広がる水田が描かれている。これが検田帳における「川北」「栲田」の耕地であることは言うまでもないが、これまでの考察をふまえば、この水田はこの時点で現実に耕作が行われ、順調に収穫が行われていた水田というよりは、災害によって一時的に荒廃した水田であったということになる。あるいは、災害を受けた水田を目にした栲田荘側の人々（あるいはその領主）が、災害前の景観を思い起こし、復興してかつてのような景観を取り戻したいとの思いで、この絵図を描かせたということは、十分にあり得る想定ではなかろうか。

冒頭に述べたように、荘園絵図には主に3つの類型があると考えられ、そのうちの1つに開発絵図という類型があったことを想起したい。この類型に属する代表例として知られるのが「和泉国日根野村絵図」である。この絵図は、開発すべき荒野を限定する目的で作られたものだが、その開発対象となる荒野を画面の中央に据える構図を取っている。開発絵図の多くは、こうして

開発対象を中央に大きく描くことが多い。そのように考えると、開発対象となる被災耕地を中央に大きく据えた紀伊国栲田荘絵図も、その要件を十分に備えているということになる。

おわりに

以上、中学・高等学校の教科書に多く取り上げられている紀伊国栲田荘絵図の性格をめぐって検討を重ねてきた。教科書の文脈では、この絵図は基本的に立券絵図としての性格をもつとの前提で解説文が付され、まさにその文脈において本文の理解を助ける役割が期待されている。しかし、前述した通り、この絵図を立券絵図として位置づけるには、その要件を欠いていると思わざるを得ない点が多く、既に研究史の中でも別の角度から同様の指摘はなされている。むしろ、立券絵図としての荘園絵図が、教科書の叙述上、必要というのであれば、同じ神護寺所蔵の「紀伊国神野真国荘絵図」など、その要件を明らかに備えている絵図の方がよりふさわしいと思われる。

本稿では、紀伊国栲田荘絵図を開発絵図として位置づけてはどうか、という提案を行った。しかしそれは、研究史の展開の中で唱えられてきた相論絵図としての位置づけをすべて否定するわけではない。すなわち、どのような荘園絵図でもそうだと思うが、一度制作された荘園絵図が、一度きりしか使われたい、と考える必要はないのではなかろうか。その意味で紀伊国栲田荘絵図も、当初、開発絵図として制作されたものが、しばらく後に相論絵図として再利用されることも十分あるのではなかろうか。⁽¹⁸⁾教科書における荘園絵図の性格付けも、必ずしも固定的に捉えるのではなく、当初の性格が歴史の推移の中で変わることもあり得ることを前提に、柔軟な執筆が求められよう。

【付記】 本論文は、早稲田大学教育総合研究所研究部会（B-2）「荘園絵図を活用した地域史教育の実践に関する基礎的研究（代表：高木徳郎）」（2013-2014年）の研究成果の一部である。

註

- (1) 荘園公領制は、貴族・大寺社などによる私的大土地所有としての荘園と併存する形で、国が地方行政（国衙）を通じて領有する公領が同程度の比重で存在することを重視して、1970年代に網野善彦氏によって提起された概念である（網野善彦「荘園公領制の形成と構造」（初出1973年、同『日本中世土地制度史の研究』所収、塙書房、1991年）。
- (2) 例えば、実教出版『日本史B』（平成25年3月検定済、平成27年1月発行）では、5章「中世社会の成立と文化の新機運」の「1」として、「『荘園公領制』の形成と武士団」の節が配置されている。一方、政治史の叙述に多くの紙幅を割く山川出版社『詳説日本史』（平成24年3月検定済、平成27年3月発行）では、古代の単元の末尾近くに「荘園の発達」の項を配置する。
- (3) 荘園絵図の分類をめぐっては、奥野中彦・水田義一・小山靖憲・吉田敏弘氏らの分類案が提起されているが、ここでは、分類自体が目的ではないので、当面諸説を整理して本文のような3分類を示しておきたい。奥野中彦「荘園絵図の成立と展開」（荘園研究会編『荘園絵図の基礎的研究』所収、三一書房、1973年）、水田義一「中世荘園絵図の検討」（『人文地理』26-2、1974年）、小山靖憲『中世村落と荘園絵図』（東大出版会、1987年）、吉田敏弘「荘園絵図の分類をめぐって」（国

立歴史民俗博物館編『荘園絵図とその世界』所収、国立歴史民俗博物館、1993年）、同「中世地
図史料と絵図」（石井正敏・峰岸純夫編『今日の古文書学 第3巻』所収、雄山閣出版、2000年）。
なお、吉田氏の分類案に対しては、黒田日出男氏が批判を加えている（黒田日出男『中世荘園絵
図の解釈学』、東大出版会、2000年）。

- (4) 高等学校の教科書では、主として墾田永年私財法の制定を契機に、貴族・豪族や大寺社によって
開墾されたり、買い集められた私有地を表す概念として説明があるが、近年では、中世荘園を前
提とするこうした用語に対し、古代に独特の土地所有のあり方を表す概念として、古代荘園とい
う新たな概念が提起されている。
- (5) 国衙による支配の下で、特定の耕地（免田）と人（寄人）に対する臨時雑役の賦課のみが免除さ
れた荘園を表す概念で、10世紀～11世紀前半頃までの荘園に多いが、大和国などでは中世後期に
至ってもこうしたタイプの荘園の存続がみられる。
- (6) 西岡虎之助氏は、大覚寺文書にみえる文書を根拠に、栲田荘を9世紀における「寄進地系荘園」
の代表的事例として取り上げているが、この文書は明らかな偽文書であり、この説は成り立たな
い。現在、高等学校日本史の教科書としてもっとも大きなシェアを占めるとされる山川出版社
『詳説日本史』における栲田荘絵図についての説明で、「栲田荘が9世紀初めに開発され」とある
のは、この説を根拠としていると思われるが、明確な誤りである。早急な修正を求めたい。
- (7) 太政官牒案（『根要要書』下、『平安遺文』補235）。
- (8) 『吾妻鏡』文治2年8月26日条。
- (9) 僧文覚起請文（神護寺文書、『平安遺文』4892）。
- (10) 西岡虎之助「神護寺領荘園の成立と統制」（初出1931年、後に同『荘園史の研究 下巻一』所収、
岩波書店、1956年）、鈴木茂男「紀伊国栲田庄図考」（『東京大学史料編纂所報』9、1975年）、小
山靖憲「栲田荘絵図と堺相論」（初出1979年、後に同『中世村落と荘園絵図』所収、前掲註3）。
ちなみに西岡虎之助氏は、栲田荘にごく近い三好村（和歌山県かつらぎ町教良寺）の出身で、
教科書執筆に熱心であり、自らが1955年に最初に執筆した教科書『高校日本史』（実教出版版）
には、栲田荘絵図の写真が掲載されている。なお、栲田荘絵図を最初に教科書に掲載したのは、
坂本太郎・家永三郎氏執筆による『高校日本史 上』（好学社版、1951年）で、家永と西岡は勤
務した東大史料編纂所の先輩後輩の間柄であり（西岡が先輩）、絵図の掲載には西岡のサジェス
ションがあったのではないかと想定されている（海津一朗「はじめに一荘園制の史学史として
の栲田荘一」、同編『紀伊国栲田荘』所収、同成社、2011年）。
- (11) 泉武夫「美術史からみた荘園絵図」（小山靖憲・吉田敏弘ほか編『中世荘園絵図大成 第二部』
所収、河出書房新社、1997年）。
- (12) 科学研究費調査報告書『荘園絵図の史料学および解読に関する総合的研究』（研究代表者：高橋
昌明、滋賀大学教育学部、1985年）。
- (13) 服部英雄「紀伊国栲田庄絵図の受難」（国立歴史民俗博物館編『描かれた荘園の世界』所収、新
人物往来社、1995年）、黒田日出男「荘園絵図と勝示」（初出1998年、後に同『中世荘園絵図の解
釈学』所収、東大出版会、2000年）。
- (14) 木村茂光「荘園四至勝示図考」（初出1985年）、同「荘園の四至と勝示」（初出1987年、いずれも
後に同『日本初期中世社会の研究』所収、校倉書房、2006年）。
- (15) 但し、「栲田」の地区名については、この史料が前欠であるため、暫定的な呼称である。木村・
服部・黒田氏らの先行研究でも、この仮称が使われており、本稿でも当面、これに従っている。
- (16) すなわち、「川北」が背ノ山集落と窪・萩原集落の間の耕地、「川南」が「紀伊川」南岸の耕地、「静
川」が移集落前面の耕地、「栲田」が笠田集落の北側の耕地である。

- (17) こうした点から前田正明氏は、文覚井一の井の二段階成立説を唱え、山間の溜池などに取水し、「川北」「栲田」地区まで導水する水路の存在は中世前期から存在したが、それを「静川」から直接取水するようになるのは15世紀以降ではないかと述べ、そうした築造を主導した勢力として、地元の土豪・是吉氏存在を想定する（前田正明「紀伊国栲田荘文覚井再考」（初出2004年、後に海津一郎編『紀伊国栲田荘』所収、同成社、2012年）、同「紀伊国栲田荘文覚井の開削時期をめぐって」（『日本史研究』599、2012年）。なお、海津編『紀伊国栲田荘』には、これを批判して文覚井の12世紀成立説を主張する林晃平「文治検田取帳の基礎的研究」も収録されている。
- (18) 筆者としては、紀伊国栲田荘絵図にみられる黒々と記された5ヶ所の榜示表記は後筆である可能性を考慮しなければならないのではないかと考えているが、それは本稿での考察範囲を超えた別の問題である。後考を期したい。